

【市民住宅】

～子育て世帯向（中学生以下の子がいる世帯）対象～

町田市民住宅 入居者募集のご案内

募集戸数 1戸

※ 先着順での受付となります。

町田市特定公共賃貸住宅条例に基づき建設された「町田市民住宅」について、子育て世帯（中学生以下の子がいる世帯）を対象に、入居者を募集いたします。

住宅の申込みには子育て世帯であることのほかに収入による制限があり、一定の基準内の方でなければ申込みができませんので、この募集案内をよく読んで間違いのないようにお申込みください。

申込書配布期間	令和6年6月28日(金)まで
申込書受付期間	令和6年6月28日(金)まで 申込書は郵送で、上記期間中に東京都住宅供給公社 都営住宅募集センターに届いたもの限り受け付けます。
先着順について	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センターに 届いた申込順に入居資格審査を行います。

1. 申込みは1世帯につき1通です。1世帯で重複申込をしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（同居親族欄に記載されているものを含む）は、全部の申込みを無効とします。
2. 申込後は、同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く）及び婚約者の変更は認めません。婚約者との申込みの場合には、婚約者の氏名等も必ず記入してください。

<募集に関する問い合わせ先>

〒150-8322 東京都渋谷区神宮前5-53-67
コスモス青山3階

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

電話：042-713-5094（9：00～18：00土日祝は除く）

今回の募集について

1 住宅について

今回募集する市民住宅は、子育て世帯（中学生以下の子がいる世帯）を対象に、町田市が3年間に限りに近隣の民間賃貸住宅の家賃相場より安価に提供する住宅です。
3年経過後は、近隣並みの家賃（近傍同種家賃）で住み続けていただくことが可能です。

2 使用料（家賃）等について

住宅の家賃は、町田市が定める範囲内で、近隣の民間賃貸住宅の家賃を考慮して設定しています。
入居許可日から最大3年間は、家賃を一定額軽減します（減免制度）。
保証金についても、家賃の減免に合わせて同様に軽減します。
減免制度の適用にあたり、1年に1回申請していただく必要があります。
なお、軽減前の使用料は2年に1回見直しを行っています。

【令和5年度の場合】 ※礼金・仲介手数料・更新料はありません。

市民住宅	金森
家賃	66,400円 (元の家賃103,500円を、 37,100円軽減後の額)
共益費	700円
駐車場使用料 (希望者のみ。また 2台目以降は応相談)	8,500円
保証金 (家賃2か月分。 家賃を軽減後の額)	132,800円

申込後、おおむね3か月後

申込書提出先

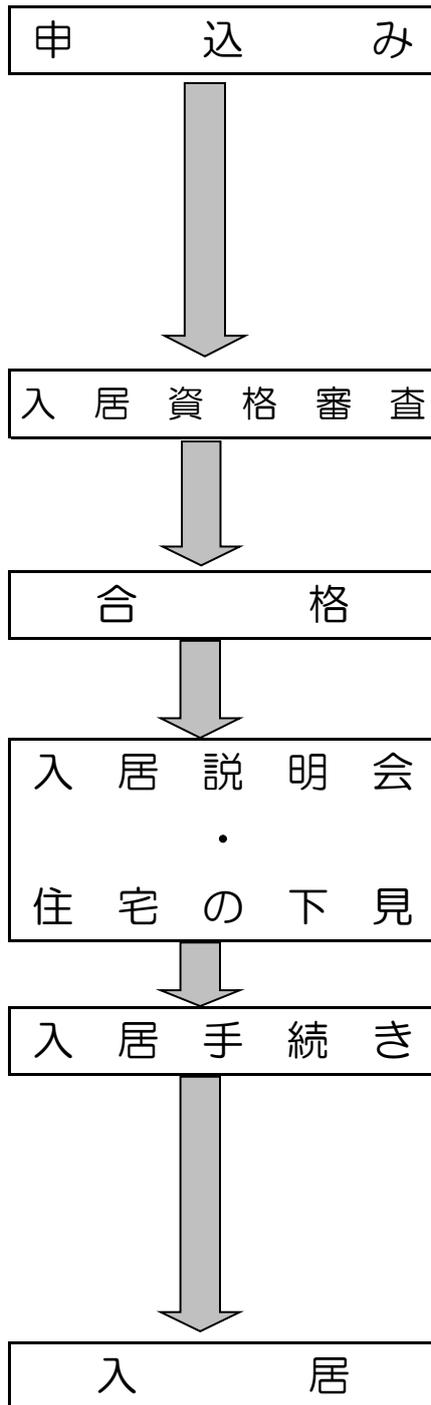
〒150-8322

東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

15ページの宛名を切りとり、お手持ちの封筒でご郵送ください。

申込みから入居まで



申込書をご記入の上、東京都住宅供給公社
都営住宅募集センターへ郵送にてお申込み
ください。

- 申込後、おおむね2から3週間後
入居審査に必要な書類（住民票、課税証明書など）を提出していただきます。
提出された書類はお返しいたしません。
- 申込後、おおむね2か月後
審査の合格通知とあわせて、入居手続き・
入居説明会についてご案内します。
- 申込後、おおむね3か月後
入居説明会では以下について説明します。
(1)住宅の入居のスケジュール
(2)入居手続きについて
(3)入居後の住まい方、その他注意事項
※入居予定住戸で行います。
- 入居手続きまでに保証金として、家賃の
2か月分を納めていただきます。
- 入居にあたり連帯保証人1名が必要です。
資格は次のとおりです。
① 市民住宅と一緒に入居しない方
② 日本国内に住所を有する成人の方
③ 使用料等6ヶ月分を上限とした確実な
保証能力のある方
- 入居許可日は、入居説明会実施の翌月1日付です。
入居許可日から15日以内に引越しをしてください。
なお、資格審査の進行状況等により変更することがあります。

申込資格

申込みできる方は、申込期間で、次の1～5のすべてに当てはまる方に限ります。

1 申込者が成年者で、かつ世帯に中学生以下（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）の子どもがいる世帯で、そのことが住民票の写しで証明できること

外国人については、中長期在留者で、上記のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

- (1)「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
- (2)(1)以外の在留資格の場合、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 現に同居し、または同居しようとする親族（内縁および婚約者を含む）がいること

同居親族・・・申込者と一緒に市民住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居・・・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること

（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1)申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2)現に同居または別居のいずれであっても、配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3)内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の夫（または妻）」と記載されている住民票を提出できること。
- (4)パートナーシップの相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ宣誓証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (5)現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍ができること。
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。
ただし、入居しようとする世帯が高齢者世帯（注1）または心身障がい者世帯（注2）である場合には、3親等内の血族または姻族とします。
- (6)外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(5)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

※申込書を提出した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子は同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は市民住宅に入居できます。

3 所得（同居親族に所得がある場合は合算）が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、次ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。
7～12ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

注1：高齢者世帯・・・申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。

- ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方および婚約者を含む）、婚約者、パートナーを含む。）
- イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方）
- ウ 18歳未満の児童

注2：心身障がい者世帯・・・申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者
- イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者

4 現に自ら居住するための住宅を必要としていること

申込者及び同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかに該当する方は申込みできます。

- (ア) 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、町田市民住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- (イ) 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方。（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

5 申込者および同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会します。

※ 所得基準表

家族数	市民住宅の所得金額
2人	2,276,000円～6,224,000円
3人	2,656,000円～6,604,000円
4人	3,036,000円～6,984,000円
5人	3,416,000円～7,364,000円
6人	3,796,000円～7,744,000円
7人	4,176,000円～8,124,000円

※家族が8人以上の世帯は、東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへお問い合わせください。

町田市パートナーシップ宣誓制度に伴う入居資格の拡大について

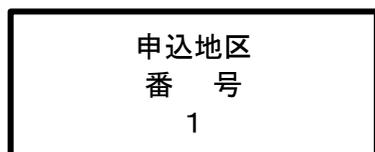
- 町田市パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和5年6月以降の募集から親族のほか「パートナーシップの相手方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- 「パートナーシップの相手方」とは、「町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和5年3月町田市条例第2号）第10条1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方」のことをいいます。
- この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップの相手方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた二人」も対象となります。
- なお、入居資格審査のときに町田市等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- この募集では、「パートナーシップの相手方」を「パートナー」と表記しています。

今回募集する町田市民住宅

申込地区番号	住宅名	所在地	募集戸数	入居日	交通機関	間取・専用面積・階	建設年度
1	金森	町田市金森東 3-7	1	申込みから 4か月後 (目安)	『成瀬駅』下車徒歩14分 または「町田バスセンター」からバス「市営住宅入口」下車徒歩5分	3DK (68.4㎡)	1994年度

※市営住宅と同一棟の1階です

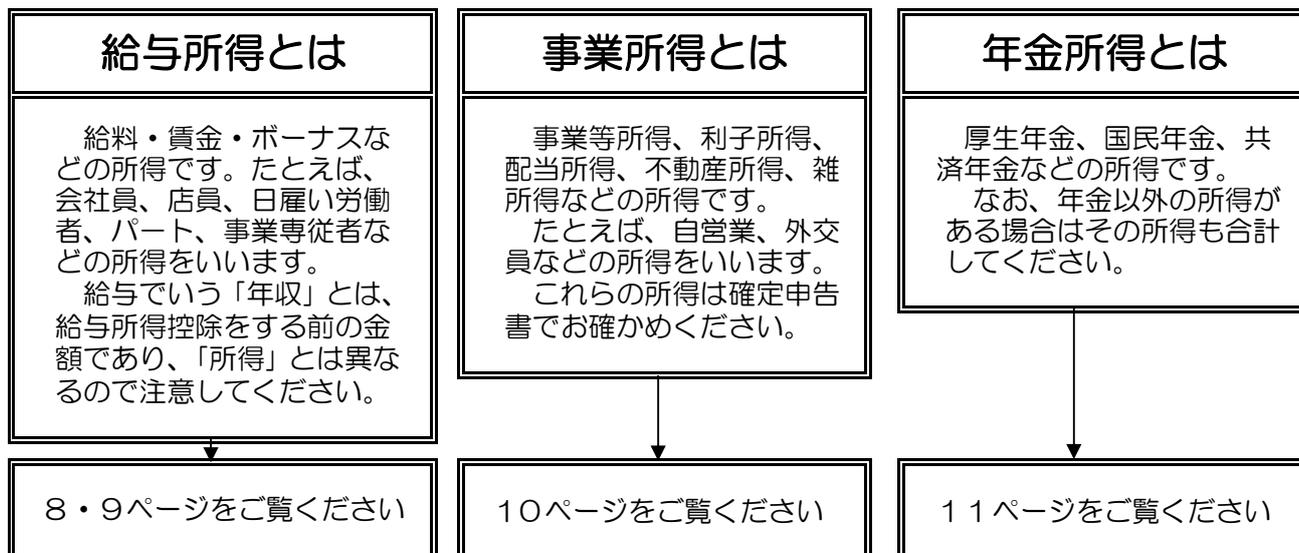
間取図



※現況と異なる場合は、現況優先となります。

所得金額の計算方法

① まず所得の種類を確かめましょう



★ 所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得に含め 申込後、おおむね3か月後仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助等の非課税所得、退職金・譲渡所得等の一時的な所得。
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されている場合に限りません。

★ 家族数についての注意

- ① 出産する予定であっても申込みの時生まれていなければ、その胎児は家族数には含まれません。
- ② 遠隔地扶養について
市民住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族をいいます。
例えば、離れて住んでいる親などを扶養している場合です。年末調整や確定申告で「扶養親族の申告」をしていることが必要です。遠隔地扶養者は所得を計算する時にだけ、所得基準表の家族数に数えます。実際には入居しないので、入居する世帯人数には数えません。

② 世帯の所得の合計はいくらですか？

所得金額は、申込日現在の世帯全員（申込みをする家族全員）の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	(所得金額) - (12ページ②の特別控除金額)
	() - ()
	() - ()
	() - ()
	() - ()
合 計	

★ 特別控除金額
所得金額から差し引いてください。詳しくは12ページをご覧ください。

12ページの①の特別控除金額 あなたの世帯の所得金額

- =

給与所得の方

(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

① 現在の勤め先に就職した日が、前年1月2日以降の方

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

現在の勤め先でのあなたの月別 (1) 就職した日が申込日の前月からさかのぼって12か月以上たっている方
収入を記入してください

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が申込日の前月からさかのぼって12か月たっていない方
(就職した翌月から申込日の前月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを1.2倍します。それに、その間の賞与を加えます。)

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 1.2 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職し申込後、おおむね3か月後されていない方
(基本給・家族手当・住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を1.2倍してください。)

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 1.2 = \boxed{\text{推定年収}}$$

※ 税込支給額は、諸手当を含みますが、交通費や定期代等の課税対象外の収入は除きます。

※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

12か月分の収入額
下段の所得換算へ

◎ 12か月分の収入額を所得金額に換算します

● 次の区分に従って、12か月分の収入額を所得金額に換算してください。

12か月分の収入額が

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方

次のとおり12か月分の収入額を端数処理します。

$$\boxed{\text{12か月分の収入額}} \div 4 = A$$

→ Aの1,000円未満を切り捨てた額=B

→ Bを右の計算式に当てはめてください。

(3) 6,600,000円～8,499,999円の方

② 仕事を始めた日が、前年1月1日以前で、前年1月以降に休職期間のない方

②-1 源泉徴収票のある方

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける 住所又は居所	東京都町田市森野		氏名	(受給者番号)
	2-2-22			(フリガナ) ジュウタク タロウ
				(役職名) 住宅 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計	源泉徴収税額
給料・賞与	内 百万 千 円 4 486 998	百万 千 円 3 147 200	百万 千 円	百万 千 円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配)		

年間総収入額
(↓下段の所得換算へ)

● この金額が所得金額です。

申込書の
年間所得金額欄
に記入します。

年間所得金額	円
申込後、おおむね3か月後	

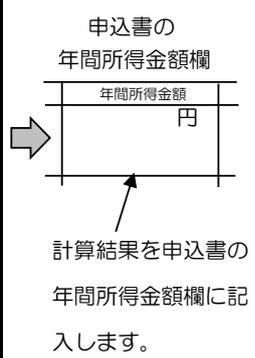
②-2 源泉徴収票のない方

前年1月から12月までの税込支給額を合計した金額が年間総収入額となります。次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。
※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

12か月分の収入額を所得金額になおす計算式

12か月分の収入額		所得金額	市民住宅の所得金額
551,000	円未満	所得金額は0円	所得金額は0円
551,000	円以上	12か月分の収入額-550,000円	所得金額-100,000円
1,619,000	円未満		所得金額-100,000円 (969,000円)
1,619,000	円以上	所得金額は1,069,000円	所得金額-100,000円 (970,000円)
1,620,000	円未満		所得金額-100,000円 (972,000円)
1,620,000	円以上	所得金額は1,070,000円	所得金額-100,000円 (974,000円)
1,622,000	円未満		所得金額-100,000円 (974,000円)
1,622,000	円以上	所得金額は1,072,000円	所得金額-100,000円 (974,000円)
1,624,000	円未満		所得金額-100,000円 (974,000円)
1,624,000	円以上	所得金額は1,074,000円	所得金額-100,000円 (974,000円)
1,628,000	円未満		所得金額-100,000円 (974,000円)
1,628,000	円以上	B×2.4+100,000円	所得金額-100,000円
1,804,000	円未満		
1,804,000	円以上	B×2.8-80,000円	
3,604,000	円未満	B×3.2-440,000円	
3,604,000	円以上	12か月分の収入額×0.9-1,100,000円	
6,600,000	円未満		
6,600,000	円以上		
8,500,000	円未満		



事業所得の方

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。すでに廃業した仕事については、所得を0円としますので、計算する必要はありません。

① 現在の事業を開始した日が前年1月1日以前で、確定申告している方

最新の「所得税の確定申告書」の控えなどで確認してください。

所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額等	事業等	①																			
	農業	②																			
	不動産	③																			
	利子	④																			
	配当	⑤																			
	給与	⑥																			
	雑	公的年金等	⑦																		
		業務	⑧																		
		その他	⑨																		
		⑦から⑩までの計	⑩																		
		総合課税・一時 ⑩+⑪(⑦+⑧)×2	⑪																		
		⑩から⑩までの計+⑪	⑫																		

〈第二表〉

○事業専従者に関する事項 (㉞)

事業専従者の氏名	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
住宅 太郎	12月	800,000 円

※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を8~9ページの下段の計算式で所得に換算して申込書の年間所得金額欄に記入してください。

⑫から⑪を差し引いた金額が所得金額です。

※確定申告をしていない方は、前年1月から12月までの所得金額の合計となります。

② 上記1以外の場合は、下の表にしたがって12か月分の所得金額を計算してください。

①営業した年月	② 収入 - 必要経費 = 所得
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
月	- =
合計	ヵ月 - =

計算上の注意

①対象となる営業した月数

・確定申告をしていないが、現在の仕事を始めたのが前年1月1日以前のときは、前年1月から12月までの合計所得金額を計算してください。

なお、資格審査のときには確定申告していることが必要です。

・現在の仕事を始めたのが前年1月2日以降のときは、申込日の前月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。

②所得金額の計算

・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を出してください。

③12か月分の所得金額

・現在の仕事を始めたのが最近で営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

③

所得金額合計	×12=	12か月分の所得金額
営業した月数		⇒ 申込書に記入します。

※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

年金を受けている方

年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
 すべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。
 ただし、遺族年金、障害年金は対象外です。

① 年金を受け取り始めたのが前々年12月以前で、すべての年金額に変更がない方

最新の「公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

「源泉徴収票」の場合

郵便はがき

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払いを受ける者	住所又は居所					
	氏名					
種別	支払い金額		源泉徴収税額			
年金	** 1,074,770 円				円	
扶養親族等申告書の提出	本人			控除対象配偶者の有無等		
	特別障害者	その他の障害者	老年者	有	無	老人控除対象配偶者の有無
有	無					有
				おおむね		無
扶養親族の数		障害者の数(本人以外)		社会保険料の金額(介護保険料額)		
特 定	老 人	特 別	そ の 他	円		
人	人	人	人			
年金の種類別				生年月日		

申込書の年間所得金額欄

年間所得金額	円
--------	---

↑

下段で計算した所得金額を記入してください。

② 年金を受け取り始めたのが前年1月以降、または年金額に変更があった方

「年金裁定通知書・変更通知書」等の金額を年額とし、下の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	所得金額	市民住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額-1,100,000円	所得金額-100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円	所得金額-100,000円
65歳未満	600,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額-600,000円	所得金額-100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円	所得金額-100,000円

注) 年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、合計した金額を申込書の年間所得金額欄に記入してください。

申込書の年間所得金額欄

年間所得金額

↑

計算結果を申込書のこの欄に記入します。

特 別 控 除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から、特別控除金額を差し引くことができます。

1 申込および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめ下さい。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
① 老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	
② 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者を除く）で16歳以上23歳未満の方	
③ 障がい者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の方 （障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	
④ 特別障がい者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の方 （障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の方 5 精神上的障がいにより事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 （過去に交付を受けた方を含む。） 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

1の特別控除金額の合計 万円 7 ページの②にある計算式へ

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
⑤ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額より少ないときはその所得金額と同額のみ差し引きます。
		夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	
⑥ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子の有する方	

- ・公営住宅施行令の改正により、令和3年7月1日から、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方、婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

2の特別控除金額の合計 万円 7 ページの②にある計算式へ

◎ 住宅についてのご注意

1.使用料のほかに入居者のふたんす

(1) 町田市へ支払うもの

エレベーターの維持管理に要する費用は入居者の負担となり、共益費として家賃と同時に市へ支払っていただきます。
共益費は月額700円です。

(2) 管理組合（入居者で構成されている団体）へ支払うもの

管理組合は、団地の外灯や階段、集会室、給水施設などの共用部分の電気代の支払いや清掃等の業務を行っております。そのため皆さんには組合員として毎月2,000円～3,000円程度の組合費を管理組合にお支払いいただきます。
管理組合が決定した維持管理方法および設備内容により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに管理組合の役員等から説明を受けてください。

2.住戸

シルバーピア相談室に隣接しているため、相談室内設備の発報音が聞こえる可能性があります。発報音は下見時にご確認いただきます。

3.駐車場

市民住宅には有料駐車場が設置されています。**ご利用を希望の方は入居説明会のときにお申し出ください。**駐車できる車両のサイズには制限があり、これを超えるものは駐車場の利用をお断りしています。

また、有料駐車場は定期的に契約の更新がありますが、希望者多数の場合は抽せんにより決定いたします。なお、団地内の路上駐車は禁止されているので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探しください。

4.入居予定年月

入居予定年月は資格審査等進捗状況により変更することがあります。

5.動物の飼育

市民住宅では、他の入居者の迷惑となるので犬・猫・鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりはお断りしています。

鳴き声、抜け毛、フン尿等で、近隣とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることが多いためです。

お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居して下さい。

6.使用権の承継（名義変更）について

市民住宅入居後、使用者（名義人）が市民住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、市民住宅を返還していただきます。

しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、町田市条例等に定める基準を満たした場合に限り、残された同居者に使用権の承継が許可されます。ただし、使用権承継許可の対象は、原則として同居している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

7.住宅の転貸（民泊）の禁止

市民住宅の転貸は法令で禁止されており、宿泊施設として貸し出すことはできません。

申込後、おおむね3か月後

入居手続き会場

東京都住宅供給公社 町田窓口センター

町田市原町田5-8-18 きめたハウジング第21ビル3階

※駐車場はありませんので、あらかじめご了承ください。

